

## 災害時の対応について

関本保育所としては、次のように対応しますので、ご承知おき下さい。

### 1、火災の場合

発生→子どもの避難誘導、消防署通報→避難場所での確認  
(被害状況、家庭への連絡、状況に応じて子どもの引渡し)

### 2、地震の場合

発生→子どもの安全確保→避難場所への誘導  
(被害状況確認、家庭への連絡、状況に応じて子どもの引渡し)

**\*以上のことから、家庭への連絡がとれないと、お子さんの引渡しが出来なくなりますので、緊急連絡先は必ず知らせて下さい。(特に変更時は速やかに！)**

**下記に保育所としての避難場所を掲載しますので確認しておいて下さい。**

### 避難経路

#### (1) 避難場所への避難経路

- ① 第一避難場所(所庭東側)
  - ② 第二避難場所(種殿神社)
  - ③ 第三避難場所(お地藏様脇空き地)
- \* 指定避難場所(関本多目的集会所)

